

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成27年7月10日（金）午後2時30分から午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 阿部浩巳（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
裁判官 深野英一（東京地方裁判所立川支部刑事部判事）
検察官 名倉俊一（東京地方検察庁立川支部公判担当副部長）
検察官 松永拓也（東京地方検察庁立川支部公判部検事）
弁護士 古橋将（東京弁護士会所属）
弁護士 西畠正（東京弁護士会所属）
弁護士 高橋郁子（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

それでは、裁判員経験者との意見交換会を始めます。本日は当庁で裁判員を経験された6名の方にお越しいただきました。本日は裁判員を実際に経験された上での御感想、御意見をいただき、それを今後の裁判員裁判に生かしていこうという趣旨で皆様にはお越しいただきました。したがって、忌憚のないところをお話いただきたいと思いますと考えております。

それでは、まず裁判員裁判を経験してみての何らかの御感想があるかと思っておりますので、順番に裁判員経験者1番の方から伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

1番

もともとあんまりどういうものかイメージがわいていなくて、勝手なイメージで映画の『十二人の怒れる男』みたいな、あんな裁判員だけで集まって結構ぴりぴりした空気の中で話をするのかなと、結構緊張感を持って伺った

んですけれども、実際来て体験してみたら、裁判所の方々であったり、裁判官の方々も非常に気を使ってくれて、我々にストレスを与えないような形で、意見を出しやすい空気作りをしていただき、意見交換がすごくしやすかったので、少しイメージが変わったなというのがあります。あとは実際に参加してみてというところなんですけれども、新聞であったりテレビで報道を見ていた際に、もともと私の中では比較的重い刑を与えたほうがいいんじゃないかと思っていたんですが、私自身が担当した裁判の被告人が自分と近い年齢の方であったりして、その人を実際に目の前にしたときに、この人の人生、これから何年懲役をしてというのを、その人が目の前にいたことで、単純に例えば懲役何年だというよりも、その人の人生を考えた結果、一番何年が妥当なのかなというところの時間の重さであったりですとか、反省の期間ということの大切さがあるんだなというところを改めて気づかせていただいたので、非常にいい経験だったかなと思っています。

司会者

はい、ありがとうございます。では、続いて2番の方をお願いします。

2番

裁判員裁判を経験する前と後の印象の違いなんですけれども、もともとやはり裁判所自体が自分にとっては雲の上の世界だったのです。多くの国民にとってそうだと思いますけども。それでやはり経験した後はですね、非常に身近な存在になりました。特に裁判官の皆さんというのは、自分にとっては何だろう、何も曇りのないすばらしい存在で、もちろんすばらしい方々だったので、それが一緒に裁判に関わっていく中で、非常に身近というか人間的な面を見せていただいて、身近に感じるできるようになりました。本当に完璧で神様みたいな人たちじゃないということが分かったことが、自分にとってはとても収穫になったと思っています。ですので、その後の生活の中でどのように変わったのかということなんですけれども、子供た

ちを見る目、自分の子供とか地域の子供たちを見る目がすごく変わりました。子供たちって、いろいろな人が自分にチャンスを与えているんですよね。学校にも行かせてもらって。そういう時代を誠実に生きていくということがとても大事なんだなど。裁判になって、凶悪な殺人とか起こしてしまった後では、なかなかやり返すというのは難しいのかなという、そういう印象があります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、続いて経験者3番の方お願いします。

3番

裁判員裁判といいますか、裁判あるいは裁判所というところに裁判員になって初めて参加して来たので、こういうことがなければ、裁判なり実際に裁判所なり法廷なんか立ち会うということはなかったと思うので、非常にいい経験をさせていただいたなと思いました。内容的には、テレビドラマやなんかですね、よくやってるような裁判シーンみたいなものがあるんですけど、全く同じだなど。順番は逆なんでしょうけれども、ドラマのほうがまねているんでしょうけれども、何かドラマをまねているような感じで、特に弁護士の方なんか非常に、名せりふという怒られるんですが、非常に弁舌さわやかに話していただいたというのが印象深かったです。あとは、私の場合、土日挟んで4日間参加したのですが、結構、精神的に、神経的に疲れる仕事だなどということもありましたね。こういう仕事をやられている裁判官の皆さん、あるいは検察官、弁護士の皆さん、大変な仕事をされてるなとつくづく感じました。非常にいい経験をさせていただいたなということで、非常にその後、裁判にますます関心が深くなったというのが実情です。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では経験者4番の方お願いします。

4 番

皆さんおっしゃっているんですけども、私も今までそういう犯罪者だとか拘置所の中にいたりとか留置場の中にいたりとか、そういう人たちは別世界の人だと思っていたのですけれども、自分がこんな形で参加させていただくことになって、より身近に、犯罪者も含めた、そういう人たちも含めて自分たちが作ってる社会なんだなという認識がありました。あと、やはりいろいろ他の裁判員の方たちと評議した結果、懲役何年という話が出るんですけども、その懲役何年という出し方というんですかね。人が人を裁くことの難しさというか、償うって何なんだろうとかいうことを以前よりも考えるようになったというのが心の中に今もあります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、続いて5番の方をお願いします。

5 番

裁判員に選ばれて、具体的に審理に入るまでは、重大な結果を伴った事件だったので、被告人に対して非常に厳しいというか、そういう見方をしていたと思います。ただ、実際に審理の具体的な内容に入っていきますと、感情的に同情してしまう部分が非常に多くて、自分としては常に冷静に評議とか審理を聞いていたつもりですけど、非常に感情的なものがありました。具体的には、自然とちょっと泣けてしまうようなところにいる自分を発見したというのはありました。当初、裁判員候補者の方が集まったときに弁護士がいらっしゃって、当初は厳しい見方をしてたので、弁護士が皆さんを見てるときに、私たちはそんなに甘くないよというような気持ちがあったのですけれど、そういう感情は途中から全くなく、実際その事件がどうだったのかなというところに集中できたのではないかなと思っております。評議については、非常にやはり皆さんよくフォローといいますか、進めやすいようにして

くださったので、自由に意見が言えたと思っています。あと、審理のときにですね、私自身は質問しませんでしたけど、裁判員のほうから質問が、かなり質問は的確な質問で、抜けてるところを補っているようなものが出てきたのではないかなと思いました。ちょっとそのような感想を持ってました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、6番の方お願いします。

6番

今回初めて裁判員裁判に参加させていただきました。初めての経験で大変な教訓を得ました。仕事とか家庭生活では経験できない非常に凝縮した時間を過ごさせていただきました。非常に激しい、厳しい中に理性というものが流れているなということで、私は心地よいというか、スポーツに似た感想を得ました。ただ、残念だったのは、弁護士と主犯者とその家族が、いわゆる来るべき最終の何年というところに向けて、最後の努力をしなければいけないのに、ほうり投げたような御家族の態度、それからあきらめたようなところでした。それから、刑務所に行くんだからということだけで解決するんだろうかと。もっともっと作戦と言ってはなんですけれども、自分の罪というものを償うのに当たって、しかるべき方法はもっとあったんじゃないかと。この場で言う話ではないかもしれませんが、私は親として、もし子供がそういうことをしたならば、ありとあらゆる借金をして、まず償って、そして、量刑はそれによって下がるかどうか分かりませんが、そういう自分の子に対する真剣さ、若しくは、手塩にかけてきたお子さんが、罪になったとたんに冷たくなってしまうような感想を受けました。ただ、裁判官、検察官は、その中を優しく、淡々と進められていたところが非常に印象に残っています。本当にありがとうございました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。それでは、審理のほうに入ってい

きたいと思います。まずは、手続の流れが御理解いただけたかどうかという辺りですね。大体審理が始まる前に裁判官から説明があったかと思うんですが、その説明ですぐ分かったのか、何かちょっとよく分からないけれど見ていくうちにだんだん分かってきたのかとか何かいろいろあるかと思うのですが、その辺りを伺いたいと思います。1番の方はその辺りどうだったでしょうか。

1番

手続の流れというのは選ばれてからということによろしいですか。

司会者

そうですね。

1番

当日、裁判員に選ばれてから実際に審理に入ったときについては、流れ自体は非常に分かりやすく説明していただいたので、特に混乱はなかったかなと思っています。

司会者

2番の方はどうでしょうか。

2番

私も、御準備していただいた資料などがものすごく分かりやすかったもので、その辺りが分かりにくかったということはなかったです。何分初めてだったので、今日もそうなんですけど、戸惑いがたくさんありました。

司会者

そうですね。初めてのことですから。私も今日は司会をやるのが初めてなのでいろいろ不手際があるかと思いますが、よろしくお願いします。3番の方はどうでしょうか。

3番

説明は、裁判官の方からしていただいたので、流れは分かったのですけれ

ども、やはり一番最初に法廷に入って、もういきなりそこから実際の、まあ当たり前といえば当たり前なんですけれど、準備もなくいきなり裁判が始まって、検察官と弁護人の方のそれぞれの主張というんですかね、冒頭陳述が始まって、ちょっと最初戸惑いがありました。何か前置きみたいなのが少しあったらいいのかなという気がしたのですけれども、いきなり本論から始まるというような感じでした。ちょっと最初だけは、入っていくのに何か傍観者的な立場になってしまったような感じがしました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。確かに、いきなり人定質問から始まって、いきなり本番ということで、リハーサルみたいなものは特にやらないので。

では、次にそうやって審理が始まって、一番最初に人定質問、起訴状の朗読、罪状認否があつて、その後、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述、つまり証拠で証明しようとする事実をそれぞれ明らかにする。それで双方の主張が分かって、ここでは何を審理するのかなのというのが、その双方の話を聞いて、それを聞いただけで分かっていたというのが一番望ましい冒頭陳述なのですが、皆さんが聞かれた検察官・弁護人の冒頭陳述はどうであったか伺っていきたいと思います。では、4番の方お願いします。

4番

最初はですね、検察官、弁護人の言ってることというのが、何かなかなか理解できない部分もあつて、特に質問をしたりしているときに、この質問の意図は何でそこに固執して質問してるんだろうと、事件と何の関係があるんだろうと思ったりして、結局最後まで分からないこともあったのですけれども、そういう印象を受けたというのが記憶にあります。

司会者

はい、ありがとうございます。続いて5番の方は冒頭陳述どうだったでし

ようか。

5 番

冒頭陳述では、あと資料もありましたので、流れ、内容についてはおよそ分かったと思います。ただ、いろいろと、特に被告人の感情面について、もっと知りたいなという気持ちを常に持つようになりました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、6 番の方、やはり検察官、弁護人がそれぞれされた冒頭陳述、どんな感じだったかお話しいただけますか。

6 番

私は、検察官の冒頭陳述はすばらしかったと思います。これは本当に、いわゆる事実を列挙していくだけの流れは流れなんですけれども、そこに検察官の犯罪を許さないという強い意志を、これは男性と女性のペアの検察官だったのですけれども、これには感銘しました。逆に弁護士は、これもお二人、男性二人だったんですが、余りにもだらしない。本当に弁護をするという気持ちでなされたのか、事前の打合せを家族や被告人と十分にやったのかというような、私が見てもはっきり言って準備不足だなというのが否めない案件でした。

司会者

はい、どうもありがとうございました。あと他の方でそれぞれが参加された事件での冒頭陳述で何かこういう点があったとか、何か今出たのとはまた違う御意見があるかと思うんですが、どなたかございませんか。1 番の方どうぞ。

1 番

私が参加させていただいた裁判では、弁護人の方が男性 1 名とあと女性の方だったんですけれども、弁護人の冒頭陳述は、女性の方が読まれたんです

が、結構すごい感情的な物の言い方をしまして、我々の同情を誘うような形で、一種のショーを見てるような印象を受けました。それは正しい判断をするために必要なことなのかなとちょっと思いながら聞いていた節がありました。

司会者

そうすると、1番の方は逆に引いてしまったみたいな感じですか。

1番

そうですね。引くといいますか、感情に訴えかけて懲役が何年だとかというのを決めるのは、それは正しい判断なのか。一時の感情的なものに訴えかけて量刑を軽くするようなねらいみたいなものがあるとしたら、それはあんまり正しいやり方ではないのかなと感じたことはありました。

司会者

はい、どうもありがとうございます。他の方、何かございますか。2番の方どうぞ。

2番

やはり今お伺いして自分も同じような気持ちを持ったという経験があります。被告人の当時の服装のこととか、このぐらい見た目が悪いから、乱れているから悪を犯すんだという、何かそういう話し方がやっぱりちょっと気になりました。そういう人たちって真面目な人も中にはたくさんいるので、それがやはりちょっと気になった点です。

司会者

はい、どうもありがとうございました。3番の方どうぞ。

3番

私の場合は、最初の方とは逆で、検察官は非常に事務的な手続で書類をそのまま淡々と読むような感じだったのですけれども、弁護人は逆に書類を一切見ずに、全て、全部覚えていたんですね。数字やなんかも全部覚えていて。

淡々とというか本当に、冒頭でテレビドラマを見てるようなと言いましたが、まさにテレビドラマの弁護人を俳優さんがやるような、結構な時間だったんですけれども、本当に一字一句間違えずに全部最初から最後まで訴えかけるような形で説明されたというのが非常に印象的なことでした。

司会者

3番の方、そういうふうな形の訴えかけられるような冒頭陳述をされて、やっぱりそのほうが内容は理解しやすいということになりますか。

3番

そうですね。内容的には、ある意味で案件的には有罪か無罪かというような状況じゃなくて、どちらかという和有罪の中で、被告人も認めてるような中で、いかに量刑を少しでも軽減させるか、そういう被告人のいわゆる環境、生き立ちとか生活の環境とかそういうものを切々と何か訴えているような感じがありました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。続いて、冒頭陳述が終わった後、いよいよ証拠調べが行われるわけで、証拠調べの中には証拠書類を読み上げるとか、図面、写真を示す、それからさらには証人尋問、被告人質問が行われたかと思うのですが、その証拠調べが分かりやすかったかどうか。例えば尋問の意図が分かりやすかったか、分かりにくかったとかですね。あるいは、検察官が示す統合捜査報告書というものを多分最初に調べたと思うんですけど、そこの図面の作りが分かりにくかったとか、分かりやすかったとかいろいろあるかと思うのですが、証拠調べの関係で、御感想、御意見を伺いたいと思います。では今度は1番の方からお願いします。

1番

基本的には非常に分かりやすかったなというのがあります。ただ、検察官がお話しされているときに弁護人の方が異議を申し立てることが挟まれたと

きに、その段階で話の流れがぶった切られたところもあったので、ちょっと前後の関係が分からなくなって、全体的に理解ができなかったなというのがありました。あとは、結構話し方というところもあると思うんですけども、お互いに畳みかけるような、早口にしゃべるというところもあったので、資料は分かりやすかったのですけれども、話の内容は全部が全部理解するのは難しかったかなというのがありました。

司会者

はい、ありがとうございました。では、証拠調べについて2番の方どうぞ。

2番

私のときはですね、検察官も弁護人も非常に私たち素人の人間に分かりやすいような資料や話し方をしてくださったので、それはとてもよかったなと思います。ただ、新聞などでもちょっと読んだことがあるんですけども、余りに残酷な写真などを見せると裁判員の心が耐えられないというふうに判断したのか、かなりそういった映像などについては少しランクを落としたものを見せてくださったんですね。私が、もし実物、例えば死体の写真とかを見て耐えられたかどうかは分からないのですけれども。ただ、裁判員としてその場にいるということは、やっぱりその裁判にすごく責任を感じているので、事実を知りたいというふうな思いもあったのは事実です。

司会者

はい、どうもありがとうございました。確かに死体などの写真を実際に調べるかどうかというのはなかなか難しいところではあるのですが。本当に必要があるのだったら、やっぱりなるべく心理的に負担がかからないような形で見ていただくということになるのでしょうか、どうしても必要だとは言えないのであれば、もちろん、より真相に近づきたいというお気持ちが多分裁判員の方皆さんお持ちだと思うのですが、そういうお気持ちはよく分かるのですが、絶対必要でもないものをあえてお見せして、もしそれでその人

が非常にショックを受けたりするということもあり得ますので、事前の準備の段階で、その辺りは慎重に、裁判所、それから検察官・弁護人の間でどうするかというのは事前に決めてやっているところです。では、3番の方、証拠調べはどうだったでしょうか。

3番

私の場合はちょっと案件的に特殊というか、証拠写真みたいなものがあつたのですけれど、それが専門家の鑑定というんですかね、実際の現場に関して鑑定したという鑑定書みたいなものが出てきたのですけれども、その証拠の鑑定がその事件の立証とどういう関係があるのかというのが非常に分からなかった。分かりにくかったというか、裁判とどういう関係があるのだろうかというのが分からなくて。実はその後控室に戻って裁判官から、これに対してこういう専門家のコメントを出してるのはこういう見解があつて出ているんですよというのを聞いて、ああ、そういうことかと初めて分かりまして、法廷の中ではちょっと分からなかったようなことがあります。あと、先ほどもおっしゃったように、事前に裁判官の方は弁護人あるいは検察官の方とその辺りを打合せをされてると思うのでお分かりになっていると思うのですけれども、その辺りの部分は我々裁判員は抜けているので、事前のその辺りの情報が分からないまま裁判が始まっているので、その辺りがちょっと分かりづらかったなというのがありました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。公判が始まる前に公判前整理手続というのを三者の間で行って、争点と証拠を整理するというのをやって公判に臨んでいるわけですが、その公判前整理手続においても、裁判所は具体的に証拠の中身がどうなのかというところまでは分からないわけです。どういふことを立証しようとしてどういふ証拠を請求してるのかというところは分かるんですが、中身までは分からないんですね。ただ、やっぱり今のお話

を聞いていると、実際に証拠調べをして写真を見ているところで、その意味が分からないというと、まさに法廷で心証をとれないわけで、そこは工夫の余地があるのじゃないかなと、例えば検察官が請求した証拠であれば検察官が少し説明を付加したりとかですね。あるいは、裁判所がちょっとこれでは分かりにくいかなと思ったら、立証している検察官に対して、これはこういう意味でこの写真なんですねというようなことを確認するとかですね。そういうようなことをやってもよかったのかなという印象を持ちました。

他の方で証拠調べでちょっとここはこうだったというのが何かある方、4番から6番の方でございますかね。よろしいですか。特に付け加えることはないですか。

それでは、引き続いて、証拠調べが終わって、いよいよ検察官が論告、そして弁護人が弁論をやりますよね。そこはまさに証拠調べの結果を踏まえて争点に関してそれぞれが主張することを主張して、有罪か無罪か、あるいは量刑であればどういう量刑なのか、特に検察官は全て求刑、懲役何年が相当だという意見をおっしゃりますので、まさにそれからいよいよ皆さん裁判員の方が裁判官と一緒に判断するときの判断する対象になるようなものですよね。だから、そこが分かりにくかったりすると、皆さんと議論していてもなかなか結論に向かってスムーズにいかないということもあるかと思っておりますので、論告と弁論がどんな様子だったのか、御感想を聞かせていただければと思います。それでは、4番の方からお願いします。

4番

先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、その質問の意図とかがよく分からなくて、その分からないままでまた評議室に戻ってみんなで話し合うということ。特に私の場合は8日間ぐらいで、時間があつたので、もう時間がたってくると、土日挟みますから、そうするともう次の週になるとやはり初日だとか2日目のことというのがなかなか、記憶に頼るというような、当

然家にメモすら持って帰ってはいけないので、そういうところでなかなか自分の意見とかも、そういえばおとといどうだったっけな、これは第3事件のことだったかな、これは第4事件のことだったのかなみたいな形で、人の人生を決めるものなので、そんな曖昧な記憶でやっていいんだろうかというのは思ったところです。

司会者

はい、どうもありがとうございました。確かに4番の方が裁判員をされた事件は、確かに証拠調べだけでも随分時間がかかりましたので、そうだったのかなという感じはしますね。私が担当した事件ですので、審理の仕方とかをもう少し工夫をする余地はあったのかもしれません。では、続いて5番の方、論告、弁論はどんな感じだったでしょうか。

5番

論告は非常に型にはまった形ではあったと思うんですけど、声の感じとかも非常にメリハリもあって、非常に分かりやすい内容だったかと思います。逆に、ちょっと弁論のほうはもう少し感情を込めてやっていただいたほうがよかったのかなと、そのような印象を持ちました。

司会者

はい、ありがとうございました。では、6番の方、論告、弁論はどうだったか。さっきちょっとお話も出てきたんですが、どうぞお願いします。

6番

これは論告といいますか、検察側の12年という求刑を出した中で、弁護側が7年ということだったんですけども、理路整然として本当に自信を持って説明なされた検察官に対して、この7年という、5年の差を裁判官並びに我々裁判員裁判で出席をしている人間に、その5年の差は何なんだというような説得のある、若しくは熱意のあるものを希望していました。実際、それが全く感じられず7年と。淡泊な印象を受け、私はこの人は本当にこの弁

護人がついて、他の方がついたらどうかということには分かりませんが、残念な結末だと記憶しております。

司会者

はい、どうもありがとうございました。論告と弁論についてほかの裁判員経験者の方で何かございますか。よろしいですか。では、3番の方どうぞ。

3番

感想になってしまうと思うんですけども、実際に論告求刑したときも、内容的には非常に、一番上の極刑からあるというような、あるいは何年という懲役というような幅の広いもともと刑罰ですね。法律上はそうになっておりますけれども、実際に求刑があったのは割と下、下と言うと怒られるんですけど。法律上で言うと非常に幅の広い求刑ができるのに対して、その求刑の年数が妥当かどうかというのは初めてのことで正直分からなかった。実際には、いろんな裁判の実績といいますか、今までのものから相当なものを求刑されるんでしょうけれど、その辺りがちょっと、正直分かりにくかったなというのがちょっとありました。

司会者

はい、どうもありがとうございます。他の方よろしいですか。人定質問で始まって被告人の最終陳述で終わる審理の中で、お感じになったこと、おっしゃっておきたいこととか何かございますかね。よろしいですかね。

それでは、続いて評議のほうに入っていきたいと思います。評議はいろんな段階で行い、最終的に審理が終わってから本格的な評議が行われたかと思うんですが、その評議についての雰囲気ですね。言いたいことが言えたかどうか、それから議論が充実していたかどうか。あるいは評議の時間ですね。長過ぎたとか短かったとか多分あると思うんですね。それからあと、今は大体量刑については、刑はどうやって決めるのかということについて、行為に対する責任でまず幅が決まるんですよ。それ以外の行為以外の要素をさら

に加味して決めるんですよというような説明が、大体、評議のどこかの段階でそういう説明が行われているかと思います。それから、類似の事件、こういうような事件、ある特徴を持つこういう事件については大体どういう量刑傾向があるということについて、量刑データのグラフなんかを皆さんにお見せして、大体こんな感じですねというのをやっていると思うんですが、その辺りの分かりやすさ、分かりにくさとかいろいろあると思うので、その辺りを含めて評議がどうであったかということをお伺いしたいと思います。では順番にまた1番の方からお願いします。

1番

量刑については今御説明があったとおりで、似たような事件では大体何年ぐらいというのがボリュームゾーンとしてありますみたいなお話がありました。それに加えて、あくまでそれとは比較せずにこの事件をこの事件として裁くのが原則ですということもあわせて説明を裁判長の方からしていただきました。しかし、各々の量刑の違いをどうやって決めればいいのか、結構そこは、それぞれの心情などを加味する部分もあったりして、量刑の根拠というところを考えるのはすごく難しかったなというのが意見としてあります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、続いて2番の方お願いします。

2番

私が参加させていただいた裁判でも、裁判官の方々が過去の似たような事件の量刑の事例を全部コピーしてくださって、それを本当に細かく一つ一つみんなで話し合いながら決めていきました。最後はそれをちょっとまとめるような形で、みんなで判断。その判断がみんなで判断というのが終わるまで何時になっても構わないというふうにおっしゃってくださったので、安心してゆっくりと考える時間があったと思います。

司会者

そうすると、2番の方が加わられた評議は、2番の方自身、みんなで考えてこの結論が出たんだなという、そういう実感みたいなのはありましたか。

2番

はい、ありました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。何か非常によい評議がなされたという印象ですね。そういうふうの実感してもらえると非常にうれしいというかですね、多分裁判官ならそう思うんじゃないかなと思います。今、結構裁判員と裁判官が本当に協働、即ち、一緒に働いているのかという点も非常に関心が持たれているところですので、本当に真の協働ができているような評議を目指して裁判官もいろいろ考えているところです。では、続いて3番の方、評議はどうでしたでしょうか。

3番

私の場合も、有罪か無罪かということかというと、被告人本人が認めてもう有罪しかないので、あとは量刑がどの辺が妥当かというところで、先ほどありましたように、過去の事例だとかいろんなものを紹介していただく中で、半年1年とかいうレベルでの差というのが出てくるんだろうなというのが正直ですね。やってみて、やっぱり裁判員の中にメンバーが6人で、決めていく中で、その辺りの半年とか1年というのが曖昧的なところがちょっとあるのかという感じも若干しました。もちろん内容に関して異議があるというわけではないんですけれども。そんな感想を持ちました。

司会者

はい。続いてまた伺っていきますけれど、評議について特に雰囲気はどうだったかという点にも触れていただきたいと思いますと思うのと、あともう一つは特に量刑についていうと、他のいわゆる量刑傾向というのも裁判員の方に見てい

ただいたわけなんですけれど、その前提として、裁判官は公平な裁判という観点からは量刑傾向から大きく逸脱するような裁判というのは法律的に許されないという説明が多分あったかと思うんですが、それが納得できたのか、納得できなかったのかというところも結構あるかと思いますので、その辺もまた触れていただきたいと思います。では、4番の方どうぞ。

4番

評議の雰囲気なんですけれども、裁判官とかの方々が和んだ雰囲気というかあんまり緊張させない雰囲気の中でやらせていただいたので、非常にみんな、私としては言いたいことは言えました。ただ、私の場合は裁判員が6人いて、補充裁判員の方が2人いたんですけれども、結局、発言する人が限られてくるというか、私みたいに性格的に意見を言いたい人は言ってくるし、逆にあんまり意見を言わない人というのはずっと黙ってると。たまに、恐らく気を使ったのか分かりませんが、裁判官の方が話を振ったときに答えていて、その方も意見がないわけではないと思うんですけれども、当然しゃべりがうまいとか発言の得手不得手もあると思うので、きちっとみんなが意見を言えるような形を何かできないかなとはその当時から思っていたのが一つ。あともう一つが、量刑なんですけれども、結局、判例みたいなのをこの事件では懲役何年ぐらいでしたね、この事件では懲役何年ぐらいでしたねというのを何となく何例か見せていただいてから、結局こちらは素人で何も分からない中で、裁判官の方が、これは逸脱してますよねみたいなことを言われちゃえば、素人ですから、当然、ああ、そうなのかなと思って。実は休憩時間が何度かあったんですけれど、そのときにも他の裁判員としゃべったんですけれど、もう最初の休憩時間的时候に、恐らく裁判官の言ったような量刑のほうに落ち着くんだらうねみたいな、正直、じゃあ俺たちって何のためにいるんだらうねみたいな感じを持ちました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、続いて5番の方どうぞ。

5番

参加した事件の事実関係は明らかなものだったのと、量刑についても随分過去の事例とかを見せていただいていた、あと議論も、同じく裁判員6名、補充裁判員2名、皆さん自由に発言ができた環境だったと思います。随分丁寧に進めていただいたなという印象が残っています。その中で実際にどのぐらいの量刑かということで、特に誘導されたというようなことはなかったと思っています。そういう意味では非常に活発な議論といえますか、自由に発言できる環境で審理ができたと思いました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。それでは、6番の方お願いします。

6番

私のケースでは裁判官が3名、裁判員が6名、補充裁判員が2名、この11名で、膨大なデータの開示が裁判官のほうからございました。これは相当な時間をかけて、我々が質問をするわけですが、逐一非常に丁寧にお答えいただきました。それで、これを皆さんの意思としてというのが裁判官の我々に対する説明でして、そのときこの裁判員並びに補充も入れて8人、もう頭ががたがたになるぐらい考えさせられました。20分30分もですね、たばこを吸いに行ったり、要するに自分の好きなところへ行って考えてくださいというような雰囲気がありました。それで、もちろん裁判官のほうの誘導というようなものは全くございませんでした。あの緊張はもう、ちょっと。本当はその後ビール飲んだんですけれども、ちっともうまなくて、つらかったという印象でした。

司会者

どうもありがとうございました。他の経験者の方のお話を聞いて、そういえば評議でこんなことがあったなとか、さらに付け加えておっしゃりたいこ

とはございますか。では、どうぞ2番の方。

2番

皆さんと意見が重複するんですけれども、私が関わった裁判期間も長うございましたし、非常にみんな精神的にきつかったんですね。やはり身内で亡くなってる方とかいらっしゃる裁判員の方もいらっしゃるので、話を聞いているうちに評議の席上で泣き出してしまう人とか、自分もやっぱりずっと涙が止まらなかったという、そういう厳しい裁判だったんですけれども、裁判官の皆様も裁判員の方々も、やっぱり一貫していたのは被告人の方に対する深い愛情、それから被害者の御遺族の皆様に対する本当に悲しみの気持ち、そういったものをとても強く感じたのです。ですので、自分と違う意見があったとしても、長い評議の中で、そういった意見も本当によく聞いてくださったので、最後は愛情ゆえの判決なのかなというふうに最終的には感じる事ができました。この話は今日は絶対話をして帰らなきゃなと思って参りました。ありがとうございます。

司会者

はい、どうもありがとうございました。あと、今までのところで何かちょっと言い忘れていたとか言おうとしていたとか、あるいは今また思い出したんで話したいとかいうようなことは何かございますか。よろしいですかね。

本日は、裁判所、それから検察庁、弁護士会からも御参加いただいておりますので、参加者やオブザーバー参加者で、どんなテーマでもいいんですけれども、何か聞いてみたいことがあったらどうぞ。

古橋弁護士

東京弁護士会の古橋と申します。先ほど4番の方が非常に重要なことをおっしゃっていたかと思うんですけれども、やはり誘導されたとかではなくても、裁判官と裁判員というか自分と意見が違うということはこれは当然出てきてしかるべきだし、出ないはずはないと思うんですね。そのときに、先ほどど

うしてもやはり裁判官が言っているとそれが正しいのかなというふうに思ってしまったというところなんですけど、法律に関しては当然裁判官はプロですから正しいことを言うわけだと思っんですけども、自分の意見と違ったときに、自分のいわゆる常識というか、そういったものをもっと大事にしきれなかったのかというところについて、他の方もそういうところがあれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

司会者

今の点、どなたか何かありますか。では、どうぞ、1番の方。

1番

裁判官からこういうデータがあるからというので、それは違っても自分の意見を押し通せなかったというイメージですかね、今の質問。

古橋弁護士

そうですね。もし自分が、自分としては多少違うんじゃないかなと思いつつ、でも裁判官が言ってることだしということであれば、やはりそれは我々法曹としては考えなければいけない問題だと思いますので、もしそういうことがあれば教えていただきたいと思います。

1番

そうですね。最初は結構量刑について、それぞれが違う考えを持っていたというのがあって、その意見をまとめるためには一種のデータとして裁判官がお話をしたというのがあって、最初活発な意見の交換もあったんですが、2日目、3日目とだんだんみんな疲れがたまってきて、何となくもうちょっとみんな疲れているから、そっちのほうに最終的には誘導と言ったら語弊があるかもしれませんが、結果としてそれが妥当なのかなというような空気感が漂っていました。

司会者

他の方、何かございませんか。ではどうぞ、2番の方。

2番

自分のときはですね、やはりたくさんのデータを見せていただいたんですけども、それに左右されることはないよということで最初に説明を受けました。ですので、私が感じた限りでは、逆に最終的な判決は平均とはちょっと違うんじゃないかなというふうに考えています。逆に、そういうのを出して大丈夫なのかなというふうに感じたほどです。

司会者

他の方、今の御質問で何か。

4番

先ほど申し上げたんですけども、最初にこういう状況で判例とか見せていただいて、全く同じような事件というのは当然ないので、被害者の数だとか、内容とかも違うので、分からない中で最初に懲役何年だと思いますかみたいな形で出したときに、裁判官3名の方が最初出して、みんなもそれぞれ何か意見を言ったんだけど、しかもそれをもう最初の休憩のときに、おそらくそうなるだろうかと裁判員同士で、そうなるんじゃないのと、こっちは分からないもんねみたいになったところで、結局ああ、やっぱりなというふうに感じたということです。

司会者

はい。他の方どうでしょうか。どうぞ、3番の方。

3番

私の案件の場合はもともと、極刑からあると言ったんですけども、内容的に、求刑自体も低く、弁護人の方との違いは執行猶予を付けるかどうかというところでした。ちょっと記憶が正しいかどうか分からないんですけども、裁判官の方も入って、量刑何年という中で、若干裁判官の方も変わったかなと。私の場合は逆に評議の中である程度決まっていたのかなというような感じが印象がありました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。どうぞ。

2番

4番の方がさっきおっしゃっていたので、確かに、今ふと思ったんですけども、裁判官のウエートが大きいというのは分かります。ただ、それも納得した上で参加していたということはありません。

司会者

はい、どうもありがとうございました。他の質問何かございますかね。どうぞ。

古橋弁護士

今度はちょっと当事者としての立場からの質問なんですけれども、評議でたくさんのデータを見せられたというお話があったと思うんですが、検察官でも弁護士でも構わないんですけれども、論告、弁論の中でそのデータを用いて弁論をした、ないし論告が出てきたという方はどのぐらいいらっしゃいますか。

司会者

ちょっと手を挙げてもらいましょうかね。まず検察官が論告で、量刑のグラフを示されて、だから求刑としてこのぐらいがいいんですよということをやった、担当された事件でそういう論告だったという方がいらっしゃったら手を挙げていただけますかね。お一方。それでは、逆にというか弁護士が弁論で量刑グラフを示して、こういうことだからこの事件では懲役何年が相当だと考えるという弁論をされた事件を担当された方、いらっしゃったら挙手していただけますかね。該当者なし。

古橋弁護士

そうすると、1番の方に質問させていただくということになるかと思うんですけども、当事者が意見を述べる中でそのデータを用いて議論したこと

と、評議でデータを用いて議論したというところが、当事者がやってくれてやっぱり評議が分かりやすくなったとか、あんまり関係なかったとか、その辺りの御感想はいかがでしょう。

1 番

評議が始まる前に、そのデータが出たことが最初裁判官の方からもお話があったんですけども、あくまでそれは参考であって、この事件はその他の事件とは違うのでそれ独自で裁いてくださいというような前置きがあったので、我々の評議の中ではそのデータを強く参考にした話というふうにはならなかったと記憶にあります。

古橋弁護士

そのデータを見せられて、論告レベルで結構なんですけれども、なるほどねと、データを見せられたほうが求刑の根拠というか、分かりやすかったというような印象はお持ちでしょうか。

1 番

分かりやすかったというのはちょっとよく分からないんですけども、その事件が何で6年なのかというのを、例えばこういう罪なら懲役20年だと、これなら5年だというところのイメージというのが、そもそもどういう根拠でそれが出ているのか分からないので、その点で言えば参考になったりはしたかなとは思っています。

古橋弁護士

ありがとうございます。

司会者

他の参加者、オブザーバー参加してる方で何かございますかね。名倉検察官お願いします。

名倉検察官

検察官の名倉です。先ほど2番の方から残酷な写真についてのお話があっ

たんですが、2番の方以外でいわゆるショッキングな証拠について裁判員は見たほうがいいのか、見るべきでないのか。見るほうがいいとしたらどの程度までの写真を見たほうがいいのか。そういうことについて何か御意見がある方がいらっしゃいましたらお伺いさせていただきたいと思います。

司会者

いかかでしょうか。何かございますか。これは実際に経験されていないことなので、一般的なことでもいいんですが、どうぞ。

5番

健康上の理由とかですね、具体的な理由がない限り、できるだけ事実が分かるようなものを見せたほうがいいと思います。

司会者

他の経験者の方はどうでしょうか。やっぱり見てはみたいけれど、実際に見たことがないような写真だと思いますのでね。実際に自分がそれを見たらどうなるか、ちょっと想像がつかないというところですかね。何かございますか。よろしいですか。では、西島弁護士どうぞ。

西島弁護士

東京弁護士会の西島です。先ほど古橋弁護士のほうから伺ったことに関連するんですが、検察官は論告で必ず求刑を言いますが、弁護人が量刑の意見、懲役何年が相当であるというような意見を言わなかった裁判はありますか。

司会者

どうでしょう。弁護人のほうが弁論で被告人は懲役何年が相当だというのは言わなかったという、皆さんの事件ではみんな言ってますか。4番の方は言いましたか。

4番

言っていないと思います。

司会者

5 番の方はどうでしたか。

5 番

言っています。

司会者

6 番の方も言ってますかね。

6 番

はい。

司会者

1 番の方は。

1 番

言っています。

司会者

2 番， 3 番も言っていると。そうすると，言っていないのはお一方だけですかね。

西島弁護士

先ほど 1 番の方は，弁護人は量刑のデータを示さなかったというふうにおっしゃいましたよね。検察官は示したけれども。

1 番

はい。

西島弁護士

他の方は，弁護人が量刑の意見を言うときに，量刑の傾向はこうなっているからという，そういう説明はしたんでしょうか。それとも，アバウトに弁護人はこれこれが相当であるという程度の意見だったんでしょうか。その辺りがどうだったのかということと，それがあななしでどの程度その説得力が違っていったのかを伺いたいんですが。

司会者

量刑の傾向をグラフにしないで、こういう種類の事件はこの辺からこの辺が多いというような説明を弁護人が弁論でされてたかどうかという点で、されてたという方はいらっしゃいますか。いたら挙手していただけますかね。それはいらっしゃらないということのようですね。皆さんが加わった事件は、多分半年以上前の事件が多いので、今はまた傾向は少し変わってきているとは思いますが。他に参加者で何か御質問ないですか。どうぞ。

古橋弁護士

今度は冒頭陳述、一番最初の検察官と弁護人がした事件についての説明について伺いたいですけれども、弁護人の意見が情報量が多過ぎて分かりにくかったという方はいらっしゃいますか。もっと省いてよかったのは1番の方だけですかね。

司会者

他の方はどうですか。多過ぎて、なかなか理解しにくかったということはないんですか。では、1番の方は実際の冒頭陳述はどんな感じだったんですか。

1番

情報量というか、私のときは10分以上話されていて、裁判官の人もあれちょっと長かったねみたいなことは言っていたんですけども、10分もたっていれば途中途中だったり最初の部分だったりちょっと記憶が薄らいでしまったりするところがあって、全体として一番伝えたいことは何なのかなと、ちょっとよく分からなかったなというのは正直ありました。

古橋弁護士

長い以外の理由でも結構なんですけれども、6番の方はかなり弁護人に厳しいのであれなんですけれども、冒頭陳述が終わった段階で、弁護人がこういう事件ですという説明が分からなかったという方がいらっしゃったら、そ

の原因も併せてお伝えいただけると、参考にさせていただきたいと思います。

司会者

弁護人としてはこの事件はこういう事件だと見立ててるんですよという見立てが、冒頭陳述が終わった段階で分かったかどうかという点ですが、それは分からなかったという方はいらっしゃいますか。そうすると、一応は頭に入ったということですかね。よろしいですか。

古橋弁護士

ありがとうございます。

司会者

それではですね、大体皆さんからいろいろな御意見、貴重な御意見も出していただきましたので、最後に、裁判員をなさった経験を踏まえた上で、いわゆる法曹三者に今後望むこととか、あるいはこれから裁判員になられる方へのメッセージとか、最後に特にお話ししておきたい点があったらおっしゃっていただきたいと思います。今度は6番の方からお願いします。

6番

いつかは消える、消すというものだと思うんですね。刑務所にですね、例えば10年服役するというのを、被害者並びに被害者の家族、本当に望んでいるんだろうかと。本当にテレビ等で、毎日のように犯罪が起きていて、その話をなるほどと思うケースもありますが、日本の刑事裁判というものの被告人に対する量刑、いわゆる刑務所に行って労役を積む、このやり方でいいのかどうかということを思います。これはほとんどの国でまだやっていませんけれど、いわゆる金銭で7割解決する。これは親族とその民族がですね、いわゆる被告人に保険を掛けるんですね。最終的に、いずれにしてもその方は亡くなりますから。それを国が保険料を立て替えて払って、被害者遺族に均等にお支払いする。量刑を10年とするならば、その支払が終わった時点で、例えばそれを減刑するというような国があります。私は、日本の

この法社会というのが誤っているとは思いませんが、本当にこのままでいいんでしょうかと。出てこられる方がまた再犯をする。また出てきてまた再犯をする。いわゆる行きどころがないのでね。死刑とか何かという話は別ですよ。ただ量刑があるものに関して、国とかいわゆる金融機関、保険会社というようなものが、ある国のまねをできないかなというような一縷の望みを持っています。私はそういう気持ちが少しあります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、続いて5番の方をお願いします。

5番

ちょっと全般的なことになると思うんですが、裁判員のそれぞれの裁判の内容についてはこの場では知らされていないので分からない部分というのがかなりありました。あと、弁護士の方から割と細かい内容についての質問があったんですけど、裁判からかなり時間がたっているので曖昧な部分というのがかなりありました。もしかしたら間違っただけを答えちゃってるのかなというところもあります。ただ、資料がありましたのである程度思い出すことはできたんですけど。その辺も考慮していただけたらと思います。事前にですね、どの程度の踏み込んだ内容についての話が進められるかというのが分かっていたら、もう少し自宅でもう一度見直して振り返ってみることができたかなと思いました。

司会者

どうもありがとうございました。では、4番の方をお願いします。

4番

最初に申し上げましたけれども、最初はこういう裁判員制度が始まったときにですね、他人事というか、いつかやることはあるのかもしれないぐらいにしか思ってなかったのが、突然、自分で実際裁判員としてやってみて、

やはり先ほど申し上げましたが、犯罪者を含む社会をみんなで作っているんだという認識というんですか、より身近になったというのは確かにあるので、これから当然新しく裁判員になる方もたくさん出てくると思うので、そういう方が多くなれば多くなるほど、皆さん同じようにそういう犯罪者も含んだ社会についてより身近に感じられるようになると、今よくありがちな、裁判の判決ではこうだけど、えっ、こんなに軽くていいのとか、逆にこんなに重くていいのみたいなのをテレビで見てて思うような人がいる中で、より裁判員とか裁判について身近に感じられるようになれば、そういう民意がより反映されやすくなるのかなという思いはあります。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では、3番の方をお願いします。

3番

法曹三者の方に対してということで、まず裁判官の方は本当に大変だなと。こういう制度の中で本当に素人ですから、裁判の素人の裁判員が参加して、何も分からない人に、それこそ一から説明して教えていくという大変な仕事というか制度だなと思いました。けれども、その中でも担当された裁判官の方は非常に楽しくというか、非常に生き生きとやられていたので、非常に興味を持ってこういう制度に対応されていたというか、懇切丁寧に説明いただけだったので、よく分かりました。それから、検察官の方は、裁判員裁判と普通の裁判とどこが違うのかという感じで、淡々と、裁判員裁判でないものと全く多分同じだと思うんですけど、同じような形でやられていた。逆に、弁護士の方は、非常に裁判員裁判を意識して、先ほどおっしゃいましたけど、冒頭陳述とかその辺も多分10分ぐらい書類も何も見ずに、せりふと言うと怒られちゃうんですけども、全部説明を、何も見ずにドラマチックに説明されてて、多分普通の裁判で裁判長に向かってあんなことをやったらひんしゆくを買うんじゃないかなと思うような感じのやり方でやられていました。

非常に裁判員裁判を意識されたのかなと、弁護人の方はですね。そんな三者三様の感じがしました。

司会者

はい、ありがとうございました。では、2番の方お願いします。

2番

このテーマについてはなかなか一言では言えなくて、裁判の期間もいろいろなことをやっぱり考えさせられたので。ただ、三者の方々と御一緒させていただいて、ちょっと一者ずつ印象に残ることをお話しさせていただくとするならば、例えば、検察官の皆様方ですね。御自身の原則に則って、やっぱりこつこつと仕事をされている姿というのが、物すごく印象に残った。それと、例えばエレベーターとかで検察官の方々と一緒になることがあるんですけども、一日一日の裁判が終わった後でとても疲れている顔をなさっていて、一つ一つ真剣にされてるのかなと。というのは、その三者の中で一番自分たちが感情移入してしまうのは、やっぱり検察官の御説明なんですね。後ろのほうにやっぱり御遺族の方々がいらっしゃるので、それだけ期待といったら変なんですけれども、裁判員の方々の考えもちょっと期待もある、正義のために働いてほしいなという、うまく言えなくて申し訳ないんですけど、そういった目でずっと見ておりました。それと、弁護士の皆様方なんですけれども、私がさせていただいた裁判の弁護士さんは、とても分かりやすい説明をしていただいて、感心させていただきました。可もなく不可もなく優しい言葉で。でも、やっぱり大変なお仕事なんだなというのを深く感じて。たまたま研修生の方々と一緒だったんですけども、ちょっとよれよれになった中で励ましてくださったのが、弁護士になりたいとおっしゃってた研修生の方々だったんですね。なので、やはり裁かれるようなことをするような人というのは悪い人たちかもしれないですけども、いいところを見てあげて、かばってあげるという、当たり前なんですけれども、とても何かすばら

しいお仕事だなと思いました。それと、裁判官の皆様については、本当によく面倒を見て、社会的に地位の高い方々なんですけれども、細かいところまで面倒を見ていただいて。だからとても信頼感が強く持てたというふうに思います。仕事以上に自分たちの考えもおっしゃっていただいたりとか、とても共感をしました。情に流されるというのではなくて、他の方々からも御意見が出てたんですけれども、やはり法の原則というか、私が言うのも変なんですけれども、いつまでも守っていただいて、そして私たちに安心感をいつも授けてくださるような、そういった三者であってほしいなとずっと思っています。応援しています。本当にありがとうございました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。では最後に1番の方をお願いします。

1番

まず一番接する時間が多かった裁判官の方々には、本当に我々にストレスを与えないように、裁判所全体としてもそうだったと思うんですけれども、お気遣いいただいて本当にありがたかったかなと思っています。一方で、途中で4番の方もお話はされていたとは思いますが、やっぱり裁判官の意見というのは、私のような一般の人間とは違って、しっかりと勉強もやってきて裁判の経験もたくさん積んできてというところでの意見というのは、非常に強いものがあるのかなと思っています。それに流されてしまう傾向というのは、裁判員、普通の生活を送ってる人間からしたら、やっぱりあるのかなというのは正直思っていました。ただ、裁判官の方が一般の方の意見と一線を画するということも一方で必要なのかなとは思っているので、それが一般の人間と裁判官の方々が意見を寄せる必要があるかないかというのは、私ではちょっと難しすぎる問題なので分からないんですけれども、やはり意見としては非常に強いものを持っている方々なんだろうなというのは感想として思いました。一方で、検察官と弁護士の方々につきましても、私たちが分かり

やすいように説明をしていただいている、評議の際にも考えやすいような土俵を作っていただいている、非常に感謝しています。ただ、一番最初にお話しさせていただいたんですけれども、3番の方も途中で裁判員裁判用の話し方みたいな表現をされていたかと思いますが、私が受けた際には女性の弁護人の方が冒頭陳述で感情に訴えかけるような話し方をされていたりしたというところが、ちょっとそういう感情を前面に出すのはどうなんだろうなと思いました。私が受けた際の検察官の方々は男性2名だったんですけれども、そちらで女性の方がいて、女性の方が、勝手な印象ですけれども、女性の方が被害に向けたところを言ったほうが、語弊があるかもしれませんが、我々の同情を買いやすくなるのかなと。一種何かそういうショーみたいな形で話を進めていくというスタンス、やり方ですと、法律って、その場の感情だったり印象で量刑を決めてしまっているのかなというところで、ちょっと私の中ではそのやり方は難しいところがあるのかなと感想としては持ちました。

司会者

はい、どうもありがとうございました。大分長い時間、皆さんからいろいろと貴重な御意見を忌憚なくおっしゃっていただきました。今日皆さんから伺った御意見を今後の裁判員裁判をよりよいものにするのに活かしていきたいというふうに考えております。

A社

お世話になっております。今月の幹事社を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。代表質問事項として事前に提出してあるものが2点あるんですけれども、まず1点目、裁判員を経験してみたの感想ということなんですけれども、これは今日十分に出たかなと思いますので、その1点の後半部分、裁判員制度の優れている点や改善点などがあれば具体的にというところで、改善点というところに絞ってお聞きしたいんですけれども、何か

具体的に、どんな細かいことでもいいんですけれども、これはちょっとこうしたほうがいいんじゃないかなというような感想をお持ちの方がもしいらっしゃれば御意見を伺いたいなと思います。よろしく願いいたします。

司会者

経験された上で、ここは改善したほうがいいと感じられたところ、どんな点でもよろしいということなんですが、何かございますでしょうか。4番の方どうぞ。

4番

先ほども少し申し上げたんですが、発言する人と発言しない人、よく発言する人と余り発言しない人が分かれる傾向に、私のやったところはそういう傾向があったので、せっかく選ばれたというか選出されたので、そこでみんなが同じように意見を言えるような形の方法があったほうがいいと思ったのが一つ。あと資料を全部家に持って帰っては当然いろいろ情報漏洩とかそういう問題があるんでしょうけれども、どうしても記憶に頼らざるを得ないところですね。そうすると、あのときどっち、どう言ってたっけみたいな、こう言ってたんじゃなかった、いや、こう言ってたよみたいな形で、犯人の人生を決めるという部分でかなり重要なことだと思うので、そこもどうにかした方法があればいいなというのは感じました。

司会者

他の方何かございますか。2番の方どうぞ。

2番

裁判所側というよりも社会のほうが、仕事とかでなかなか参加できない方とかいらっしゃるんで、判決の偏りをなくすためにも、そういった方々が気安く参加できるようになればいいなというふうに思ってます。

司会者

他ございますか。1番の方どうぞ。

1 番

私は裁判員の経験というよりも、最初に選ばれた段階で最高裁の封筒に入った通知が来たかと思うんですけども、それが来た際に会社に報告等を上げなければいけなかったんですが、そういったところで、働いている方、一般の会社員の方もたくさんいると思いますので、そういった簡単な証明ができるようなものを行ったほうが、会社との話もやって、自分も準備に臨みやすい態勢が整えられたかなというのは思いました。あとは、裁判員の候補に選ばれて、最初こちらに来て、50人くらいでそこから最終的に選ばれたというのがあったんですけども、このときに冒頭にやむを得ない理由で、例えば病気を持っているですとか、会社で一定の地位にあるから参加ができないというところの規定があったんですけども、結構会社の地位にかかわらず、やっぱり普通の私みたいな平社員みたいな人間であっても状況によっては難しいというところもありますので、その人の働いてる今の状況、例えば会社によってはすごい決算の時期で忙しい時期だから、ちょっと一般の役職だけでも辞退するというような配慮をいただいたほうが、その人の働く環境であったりですとか、その人の生活にも関わってくるところもあるので、配慮していただいたほうが助かる人も多いんじゃないのかなというのは感じました。

司会者

どうぞ、3番の方。

3 番

裁判員に選任されるときにの段階なんですけれども、私の場合も五、六十人くらい選ばれて、こちらに来て、その中から実際には6名とあと補充の方2名で8名選ばれて、当選率というのは非常に低いんですね。実際に大体あの案内が来たときにもう日程も決まってて、この間拘束しますよということで、なかなか大変なんですけど、みんな国民の義務だということで調整してやっ

てくるんだと思うんですけど、私も何とか調整して参加したら、実際に選ばれるのは逆に少数だというのが初めてその段階で知って、大多数の方は、当選できずに帰ってしまうということで。事前に調整、かなりの労力で皆さん調整されて、その期日にくると思うので、逆に私の場合選ばれてほっとしたという変なあれなんですけど、感想だったんで、もうちょっと当選率を上げるといいですかね、なかなか難しいんでしょうけども、何かそういうようなこと、あるいはもうちょっと期間的なものとか、選ぶまでの期間とかその辺りですね、もうちょっと一工夫が必要なのかなというふうに思いました。

司会者

他の方よろしいですか。どうぞ。

4 番

先ほど皆さんおっしゃっていましたが、候補に私も選ばれたときに、裁判所に初めてここに来て、その中でもさらに無作為による抽選があるというようなことを聞いてて、いつ抽選があるのかなと思ったら、発表します、えっというような、その間に恐らく個別に事情がある方は言ってくださいみたいな感じで別室でみたいな話だったんですけども、本当に無作為で選ばれたのかというのが分からないところがあるので、本当に無作為なんだという透明性がもっとあったほうがいいのかというふうには感じました。私も30名ぐらいの中で8人なんですけれども、どういう観点で選ばれているんだろう、本当に何かあみだくじじゃないですけど、何かコンピューターでやってるのか、そういうのが分からないで、いきなり発表だったので、もっと透明性があってほうが理解しやすいのかなというふうに感じました。

司会者

よろしいですかね。はい。では次の質問をお願いします。

A社

2点目です。先月6月5日に改正裁判員法が成立いたしました。その中で

ですね、著しく審理が長期間にわたる場合は審理の対象から外すことなどが決まっておりますが、この中で除外期間というものが決められていません。経験者の皆さんからして、何日以上にわたると負担に感じるのかなという辺りの率直な感想を、もしある方がいらっしゃればお願いします。

司会者

ございますか。皆さんそれぞれ長い方と短い方両方いらっしゃって、3日から8日ぐらいですかね。どうぞ。

4番

それぞれ仕事だとかやってることによって全く違ってくると思うんですけど、私は普通のサラリーマンで月曜日から金曜日働いているんですが、やっぱり1週間以上になるとですね、仕事の流れとかも、なかなか1週間もいないと戻ったときにですね、今どういう状況になってるのかというのが、たとえ裁判員になるときに引き継いで行ったとしても、なかなか状況を把握するまでに若干時間がかかるというのがあるので、私の場合は1週間以上だと若干、仕事に戻るときに、負担というところちょっと表現が違うのかもしれませんが、若干難があるなというふうに感じました。

司会者

他の方どうですか。2番の方、何かありますか。

2番

正直言うとたとえ1日でも、やはりふだんの生活とは違うので負担は負担なんですね。ただ、お仕事という考え方でいくと、やはり2週間その会社にはいないとかなり厳しいのかなと。戻っていくときに非常に厳しいのかなと。長期休暇で5日間休んだだけでもかなりしんどいですし、他のスタッフにそういったことを、自分の仕事をお願いして行かなくてはいけないという、そういう点もあると思います。ただ、先ほど申し上げたんですけども、そこをやっぱり負担に感じさせないような社会を作っていくかなくてはいけないのか

なというふうに考えています。会社の側であったりとか、家庭であったりとか、みんなでやっていかないといけないなと思っています。裁判員裁判はとても優れている制度だと思っているので、是非そういうふうにみんなでやっていきたいと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。他にどなたかございませんかね。よろしいですか。

B社

評議室での量刑に関するやり取りをちょっと伺いたいと思ひまして。4番以外の方で事前に裁判官の方が懲役何年だというふうにおっしゃった方がいらっしゃったら教えていただきたいと思ひます。

司会者

4番の方がさっき言ったことと違うのかな。

4番

すみません、私の説明の仕方がまずかったんだと思うんですけども、裁判官の方が先に言ったわけではなくて、だんだん裁判官に合わさっていくという意味で申し上げました。

B社

分かりました。ありがとうございます。他の方では特にないということでよろしいですか。

司会者

何か他の方ありますか。よろしいですか。それでは、どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

以 上